（側方照射灯）

第三十一条　（略）

2・3　（略）

4　平成十八年一月一日から平成二十一年七月十日までに製作された自動車については、協定規則第百十九号改訂版補足第五改訂版の規則5・4・の規定は、適用しない。

5　平成十七年四月六日から平成二十一年十月十四日までに製作された自動車については、細目告示第四十四条第四項、別添五十二2・13・及び協定規則第百十九号改訂版補足第五改訂版の規則5・3・の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十年国土交通省告示第千二百十七号）による改正前の細目告示第四十四条第一項、別添五十二2・13・及び別添百二3・2・の規定に適合するものであればよい。

6～8　（略）

9　平成二十八年六月二十二日以前に製作された自動車及び国土交通大臣が定める自動車については、細目告示第百二十二条第一項第一号並びに協定規則第百十九号改訂版補足第五改訂版の規則6・3・及び7・1・の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（平成二十三年国土交通省告示第六百七十号）による改正前の細目告示第百二十二条第一項第一号及び第二百条第一項第一号並びに別添百二4・1・及び5・3・の規定に適合するものであればよい。

10　（略）

（大型後部反射器）

第四十一条の二　平成二十三年八月三十一日以前に製作された自動車については、細目告示第五十五条第一項並びに同別添五十二4・19・及び同別添五十三5・14・並びに協定規則第七十号の技術的な要件（協定規則第七十号改訂版補足第十改訂版の技術的な要件（規則6・及び7・に限る。）をいう。）の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成十九年国土交通省告示第八十九号）による改正前の細目告示第五十五条第一項並びに同別添五十二4・19・及び同別添五十三5・14・並びに同別添六十九の規定に適合するものであればよい。

2・3　（略）

4　平成二十一年十月十四日以前に製作された自動車については、細目告示第五十五条第一項の基準中「協定規則第70号改訂版補足第10改訂版」を「協定規則第70号改訂版補足第5改訂版」と読み替えることができる。

5　（略）

6　平成二十一年十月二十三日以前に製作された自動車及び国土交通大臣が定めるものについては、細目告示第五十五条第一項及び別添五十二4・19・2・中「協定規則第70号改訂版補足第10改訂版」を「協定規則第70号改訂版補足第6改訂版」と読み替えることができる。

（装置型式指定規則第五条第一項に規定する国土交通大臣が告示で定める国を定める告示の一部改正）

第三条　装置型式指定規則第五条第一項に規定する国土交通大臣が告示で定める国を定める告示（平成十三年国土交通省告示第千八十八号）の一部を次のように改める。

題名を次のように改める。

装置型式指定規則第五条に規定する国土交通大臣が告示で定める国を定める告示

別表を次のように改める。

（側方照射灯）

第三十一条　（略）

2・3　（略）

4　平成十八年一月一日から平成二十一年七月十日までに製作された自動車については、協定規則第百十九号改訂版補足第四改訂版の規則5・4・の規定は、適用しない。

5　平成十七年四月六日から平成二十一年十月十四日までに製作された自動車については、細目告示第四十四条第四項、別添五十二2・13・及び協定規則第百十九号改訂版補足第四改訂版の規則5・3・の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十年国土交通省告示第千二百十七号）による改正前の細目告示第四十四条第一項、別添五十二2・13・及び別添百二3・2・の規定に適合するものであればよい。

6～8　（略）

9　平成二十八年六月二十二日以前に製作された自動車及び国土交通大臣が定める自動車については、細目告示第百二十二条第一項第一号及び第二百条第一項第一号並びに協定規則第百十九号改訂版補足第四改訂版の規則6・3・及び7・1・の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（平成二十三年国土交通省告示第六百七十号）による改正前の細目告示第百二十二条第一項第一号及び第二百条第一項第一号並びに別添百二4・1・及び5・3・の規定に適合するものであればよい。

10　（略）

（大型後部反射器）

第四十一条の二　平成二十三年八月三十一日以前に製作された自動車については、細目告示第五十五条第一項並びに同別添五十二4・19・及び同別添五十三5・14・並びに協定規則第七十号の技術的な要件（協定規則第七十号改訂版補足第八改訂版の技術的な要件（規則6・及び7・に限る。）をいう。）の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成十九年国土交通省告示第八十九号）による改正前の細目告示第五十五条第一項並びに同別添五十二4・19・及び同別添五十三5・14・並びに同別添六十九の規定に適合するものであればよい。

2・3　（略）

4　平成二十一年十月十四日以前に製作された自動車については、細目告示第五十五条第一項の基準中「協定規則第70号改訂版補足第8改訂版」を「協定規則第70号改訂版補足第5改訂版」と読み替えることができる。

5　（略）

6　平成二十一年十月二十三日以前に製作された自動車及び国土交通大臣が定めるものについては、細目告示第五十五条第一項及び別添五十二4・19・2・中「協定規則第70号改訂版補足第8改訂版」を「協定規則第70号補足第6改訂版」と読み替えることができる。